

資 料 提 供
平成 30 年 3 月 29 日
課 名 建設産業課
担当者名 西原
内線電話 3822
直通電話 082-513-3822

建設業者に対する監督処分について

次のとおり、平成 30 年 3 月 29 日に、建設業法に基づく建設業者の監督処分を行いました。

1 処分を受けた建設業者に関する事項

商号又は名称	井上建設株式会社	代表者氏名	井上 民江
主たる営業所の所在地	三原市久井町江木 1471		
許可番号	広島県知事許可（特-28）第 180 号		
許可を受けている建設業の種類	土木工事業，建築工事業，とび・土工工事業，石工事業，舗装工事業，内装仕上工事業，水道施設工事業		

2 処分に関する事項

処分年月日	平成 30 年 3 月 29 日	処分を行う者	広島県知事
根拠法令	建設業法第 28 条第 1 項（同条第 1 項第 3 号該当）		
処分の内容 建設業法第 28 条第 1 項に基づく指示 (1) 今回の違反行為の再発を防止するために必要な措置を講じるとともに、建設業法、労働安全衛生法及び関係法令を順守すること。 (2) 前記に基づき講じた措置について、平成 30 年 5 月 1 日までに文書で報告すること。			
処分の原因となった事実	労働安全衛生法違反 井上建設株式会社及び同社の現場代理人は、平成 29 年 4 月 27 日、三次市内の太陽光発電所建設工事現場において、同社の労働者に車両系建設機械を使用させて調整池内の小段において排水作業を行わせるに当たり、誘導員を配置せず、危険を防止するため必要な措置を講じなかった結果、当該労働者 1 名が車両系建設機械とともに池の中に転落し、窒息死した。 このことにより、同社及び同社の現場代理人は、三次簡易裁判所から労働安全衛生法違反によりそれぞれ罰金 30 万円の略式命令を受け、平成 30 年 1 月 24 日にその刑が確定した。 このことが、建設業法第 28 条第 1 項第 3 号に該当すると認められる。		

【参考】指示処分

法令違反や不適正な事実を是正するために業者がどのようなことをしなければならないか、監督行政庁が命令するもの。具体的には、違反行為の再発防止措置の構築と関係法令の順守及び講じた再発防止措置の文書での報告を命令している。